

寒中お見舞い申し上げます



東京タワー(六本木「けやき坂通り」より)／Photo by m.okuma

「現実」は甘くない——野澤 裕昭

「現実を批判するのは現実ではない。現実を批判するのは理想なのだ」(矢内原忠雄元東大総長)。この言葉は1937年の盧溝橋事件直後に戦争を批判した同氏の「国家の理想」という本の一節です。彼は「国家の理想は正義と平和の実現にある」と述べ東大を追われました。

時は過ぎ2022年。ロシアによるウクライナ侵攻は過去の世界大戦の記憶を呼び覚ました。やはり憲法の平和主義は理想にすぎない、現実には甘くないのだと。現実主義者は「平和のために戦争を準備せよ」と言います。しかし、戦争で平

和がもたらされるほど現実には甘くありません。むしろ、破滅をもたらすこともあります。1945年の日本がその実例です。矢内原の理想に基づく現実批判は正しかったのです。国際労働機関 (ILO) は大戦末期の1944年「世界の永続する平和は社会正義を基礎としてのみ確立できる」と宣言しました。労働者の権利の向上運動などが戦争の火種をなくし、平和につながるという考えです。理想を掲げ社会正義を実現する、それこそが平和を実現する方法だということを歴史が教えています。

- | | | | | |
|------------|------------|------------|------------|------------|
| ●弁護士 清水 洋二 | ●弁護士 徳住 堅治 | ●弁護士 島田 修一 | ●弁護士 大熊 政一 | ●弁護士 鴨田 哲郎 |
| ●弁護士 野澤 裕昭 | ●弁護士 宮坂 浩 | ●弁護士 山内 一浩 | ●弁護士 棗 一郎 | ●弁護士 今村幸次郎 |
| ●弁護士 雪竹 奈緒 | ●弁護士 佐々木 亮 | ●弁護士 梅田 和尊 | ●弁護士 新村 響子 | ●弁護士 並木 陽介 |
| ●弁護士 蟹江鬼太郎 | ●弁護士 早田由布子 | ●弁護士 深井 剛志 | ●弁護士 小野山 静 | ●弁護士 大久保修一 |
| ●弁護士 市橋 耕太 | ●弁護士 伊藤 安奈 | ●弁護士 鈴木 悠太 | ●弁護士 高橋 寛 | ●弁護士 中西翔太郎 |
| ●弁護士 鈴木 創大 | ●弁護士 沼田 英久 | ●弁護士 金 東煥 | ●事務局 一同 | |

「国葬」反対 ネット署名に28万人

今村 幸次郎

岸田内閣は、2022年9月27日、国民の賛否が割れる中、安倍晋三元首相の「国葬」を執り行いました。直前の世論調査では反対62%、賛成31%（産経・FNN）、各地の弁護士会も反対の声明を発表していました。

「国葬」には、①法律上の根拠がないこと、②特定の個人に対する敬意や弔意を事実上強制する契機をはらむこと、③特定の個人を特別扱いすることで法の下の平等に反すること、④国会の議決を経ないで多額の国費を支出することなど、憲法と民

主主義の理念に反する重大な問題点があります。

上野千鶴子東大名誉教授らが8月23日から始めた「国葬反対」のネット署名には15万筆余り、8月上旬にスタートした自由法曹団の呼びかけにも約12万筆が集まりました。短期間のうちに、募集を行った署名サイト「チェンジ・ドット・オーグ」全体で約28万人分（重複を除く）の賛同が寄せられました。

「国葬」当日は、国会正門前で市民による反対集会が開催され、1万



5000人が参加。そのスピーチで法政大学前総長の田中優子さんは「法的根拠もない『国葬』を閣議決定だけで実施することは、国会軽視、国民無視、民主主義の破壊です」と力強く語りました。

岸田首相は「民主主義を断固として守り抜く」と述べていますが、「国葬」は民主主義の基盤を大きく揺るがしたのではないのでしょうか。

UP TO

「フリーランス新法」の行方

市橋 耕太

2022年9月、政府は突如、いわゆる「フリーランス新法」を制定してフリーランスを保護する方針を打ち出しました。

不安定な働き方をしているフリーランスを保護する方針は歓迎できま

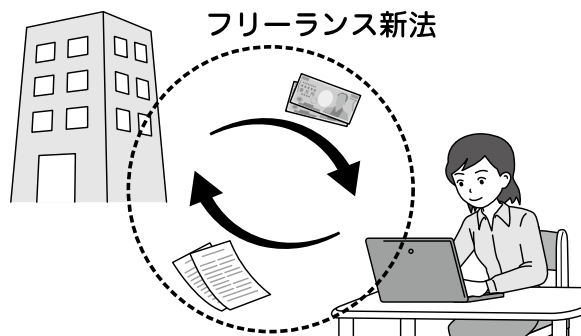
す。フリーランス新法は、いわゆる下請法に似た規制を適用して、契約の相手方である事業者は役務の提供を受けた日から60日以内に報酬を支払わなければならないことや、理

由なく報酬を減額することを禁止すること等が規定される予定です。報酬の支払いに関するトラブルが特に多いと言われることに着目した規制だといえます。

もっとも、規制の対象となるのが、

「他人を使用する事業者」と「業務委託の相手方である事業者で、他人を使用していない者」であるフリーランスとの契約に限られようとしていることは疑問です。また、そもそもフリーランスの中には、実質的には労働者として保護されるべき方も含まれており、本来の保護のあり方が相対化されないかという懸念もあります。さらに、「事業者」が違反行為をした場合に、行政が速やかに実効的な措置をとることができるのかも不安があります。

フリーランス新法は、2022年秋の臨時国会に提出されるとの報道もありましたが、11月30日現在、その動きは停滞しています。実効性ある法整備がなされるよう、今後も注視していきたいです。



安保三文書 改定問題

宮坂 浩

国家安全保障戦略（国家安保戦略）・防衛計画の大綱（大綱）・中期防衛力整備計画（中期防）を安全保障関連3文書（安保3文書）といいますが、これらが2022年末に閣議決定により改定されます。

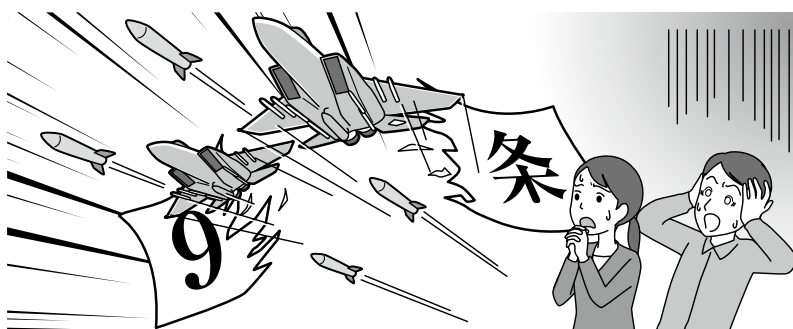
安保3文書の主な改定内容は、①敵基地攻撃能力（反撃能力）保有の正当化とそれを実行する兵器の保有、②GDP比2%を念頭に置いた防衛費の大幅な増額とされています。

①の敵基地攻撃能力保有の正当化

は、憲法9条の下で防衛政策の基本としてきた専守防衛を根本的に転換するもので、台湾有事の際には、日本が米国と一体化して中国と戦うことで、日本が攻撃対象となる危険があります。②は歴代政府の基本方針であるGDP比1%以内の枠を突破することで軍事大国化する危険があり、その財源を消費税増税や社会保障費の削減に求めた場合には国民生

活に大きな影響が出ます。

中国の軍事力の増強、北朝鮮の弾道ミサイルの発射などが続く中で、安保3文書の改定は、軍事には軍事で対抗することを示すもので、逆に東アジアの軍事的緊張を高め、軍拡競争に陥る危険があります。いま重要なのは、軍事ではなく、外交による平和的な安全保障の枠組みを作ることだと思います。



NOW

シフト制労働に法規制を

新村 響子

シフト制労働とは、労働契約の時点では、労働日や労働時間を「シフトによる」とだけ規定して確定的に定めず、後日作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態を指します。

労働者が自分の都合のよい日時に働けるメリットがある一方で、労働日・労働時間が定まっていないことによる問題が多く発生しています。労働者が希望してもシフトに入ってもらえない、シフトが半減したといった問題や、逆に使用者から希望していないシフトに入るよう指示され

たり、勤務日直前にシフトを一方的に変更されたりといった問題です。コロナ禍では、休業や時短営業となった飲食店等で、シフトがゼロにされてしまい、休業手当も支払われないことが深刻な問題となりました。

使用者による大幅なシフト削減は権利濫用により無効とした裁判例はありますが、シフト制労働についての法規制は存在しないため、法解釈による救済には限界があります。同様の問題は世界でも起きており、EUでは、労働パターンが予見できない場合には、最低保証賃金支払時間、労働を求められる参照日時、最低事



前告知期間等の通知に使用者に義務づける「透明で予見可能な労働条件指令」が決定されました。日本でも、労働条件明示義務の厳格化や休業手当制度の見直しなどシフト制労働に関する法規制が必要です。

職場では労働法知識の欠乏状態

徳住 堅治

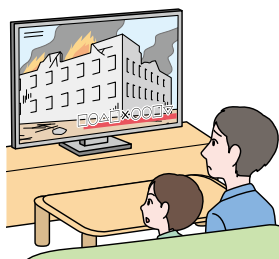
金属産業労働組合 JAM で、支部の役員等35名の参加を得て、2泊3日で労働法基礎講座を開いた。労働法（労基法・労働契約法）や労働組合法を知る大切さ、労働安全衛生・M&A・仕事と生活の調和など6講座を、佐々木亮・新村響子両弁護士の協力を得て行った。各講座とも十数件の質問があり、「良かった」という満足度は90%を超えた。「こんな講座を待っていた」との声も聞かれた。職場では労働法の知識が欠乏していると痛感した。



戦争の文化を怖れる

大熊 政一

このところロシアのウクライナ侵攻をめぐる戦況や関連情報を提供する記事・報道が目立つようになってきている。「大本営発表」ではない客観的な報道の必要性は否定しないものの、気になるのは、そうした戦争に関わる情報でマスコミが満ち溢れることによって、いわゆる「戦争の文化」が醸成



されることになるのではないかと危惧されることである。人びとは「戦争」に慣れっこになって戦争に対する批判的感覚を失ってしまうのではないか。

リアル出張の楽しみ

雪竹 奈緒

弁護士会の業務で、9月は旭川、10月は金沢、11月には秋田に出張しました。ここ2年でオンラインの会議にすっかり慣れていたところですが、やはり全国の方々に直接会って意見交換をしたり、地元の名物の料理やお酒をいただいたり、名所を巡ったりするのは、実際にその地域を訪れてこそその楽しみです。



今年こそは、オンラインの便利さも残しつつも、気兼ねなく地方を歩き来して、その場所ならではの楽しみを享受できるようになるといいなと思います。



平和憲法を次世代に繋ぐ

島田 修一

昨年、後期高齢者となりました。今年、弁護士生活50年目となります。残り何年？と時々考えるようになりましたが、毎日事務所に行くことができ、幸せな日々を送っています。憲法9条改悪絶対阻止！憲法が施行された1947年（私の誕生年）から75年間、戦後日本の主権者が守り続けてきた平和憲法を若い世代に絶対に残していく。そのためには健康であり続ける努力を今年も積み重ねてまいります。



一富士、二鷹、三ナスビ

嶋田 哲郎



言わずと知れたいい初夢の順番である。順番ということは四以下もあるのか。あるのです。御存知の方がどれ位いるか？

四に扇、五はタバコ、六に座頭（座頭市の座頭）であるそう。

私がこれを知ったのは、人間国宝神田松鯉（今をときめく神田伯山の師匠）のマクラである。出典も明らかにしていた。

講釈師、見てきたようなウソを言いと言われるが、現代の講釈師は勉強家である。

新型コロナ禍の夜の楽しみ

山内 一浩

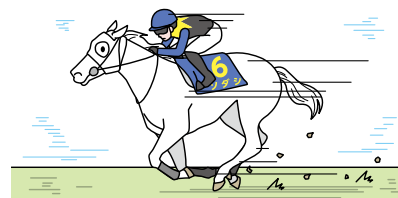
新型コロナ感染がまだまだ収まらないため、外での飲食は自粛が続いている。そんな中で、帰宅した後の楽しみの1つに、録画番組の視聴がある。仕事で疲れた頭と心のクールダウンも兼ねてよく視ていけるのは、ヒロシの「ぼっちキャンプ」、太川・蛸子の「路線バス乗り継ぎ旅」、出川哲郎のバイク旅「充電させてもらえませんか？」など。元々「乗り鉄」や「自転車」が好きなので、こうした旅番組に魅かれるのかもしれない。



私の好きな馬⑦「ソダシ」

梅田 和尊

ソダシは阪神 JF、桜花賞、ヴィクトリアマイル G1・3勝している白毛の現役競走馬（執筆時点）。白毛の馬は綺麗でとても珍しいのだが、JRA 史上初めて白毛で芝の重賞勝利、G1勝利、最優秀2歳・3歳牝馬を受賞と記録づくしでなお凄い。父は私の一押しのクロフネ。母はブチコ、その母が突然変異で白毛で産まれたシラユキヒメで、そこから下の血統で白毛馬が続く。ソダシの名の由来はサンスクリット語で「純粋、輝き」とのこと。その白い純粋な輝きはどこまで煌めくのか！



料理づくりでリフレッシュ

佐々木 亮

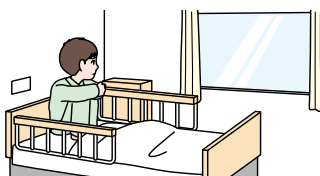
コロナ禍をきっかけに家で料理をすることが増えました。今は、なんでも検索すれば作り方が出てくるので、材料さえあれば作れてしまいます。とても便利です。今年の夏は庭にイタリアントマトを植えて、収穫してトマトソースを何回も作りました。トマトソースはミートソースに使ったり、いろいろ使えるものです。またピーマンが豊作だったのでピーマン料理に追われました。料理中はそれだけ考えるので気分転換になります。



違法な医療保護入院を断罪！

並木 陽介

ある精神科病院が行った医療保護入院（強制入院）について、必要な医師による診察が行われなかったし、入院の前提となる精神障害がなかったとして、この入院が違法であるとの判決を得ました。ひきこもり支援をうたう「引き出し業者」が、子どものひきこもりを心配した親からの依頼によって子どもを自宅から力づくで引き出して施設に数日間監禁しました。その間、その方はこの業者の指示に従えずにいたところ、精神科病院に連れて行かれ、病院が十分な診察を行わずに医療保護入院と判断したものです。精神科医療の在り方に一石を投じる判決です。



労災事件の課題・問題に挑む

蟹江 鬼太郎

過労死弁護団全国連絡会議の総会があり、私は、事務局・幹事に選出されました。具体的仕事・役割が与えられるのはこれからになりますが、労災事件については、労働時間の過小認定の問題、在宅



ワークにおける労働時間の認定の問題、労災認定に対する使用者側の異議申立て制度の新設など、いろいろな課題・問題がありそうです。自分の興味関心や強みのある分野で、微力ながらお手伝いできればと思っています。

絵本の面白さ

大久保 修一

我が子に絵本の読み聞かせをしていると、色々な工夫がしてあることに気がつく。子どもの眼にも鮮やかに写る色彩、特徴を捉えた造形の動物や乗り物、食べ物のイラスト、リズムにのって読みやすい短い文章、簡潔にまとめられた展開のあるストーリー。初めて読むときは、大人の自分もワクワクドキドキしながら、ページをめくっていると、あっという間に時間は過ぎていく。もっといろいろな本と一緒に読みたい。そんな日々です。

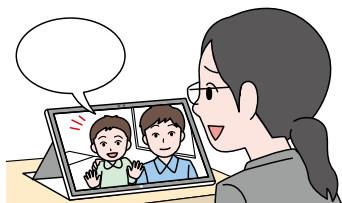


コロナ禍での面会制限

早田 由布子

子どもが2人ともぜんそく持ちで、時々入院しています。コロナ禍で面会が制限されており、毎日15時から30分間、事前登録した特定の1人のみ面会可能という病院のルールが。私は裁判があたりして行けない日があるので、夫が面会に行き、私はテレビ電話でつないでもらう日々でした。

病院や施設での集団感染を防止する必要性が高いことは理解するだけに、幼児にとっては「ああ過酷だなぁ」とも思います。コロナ禍、まだ終わらないのでしょうか…。



「本気モード」のWBC

深井 剛志



今年、野球の世界一を決めるワールド・ベースボール・クラシック（WBC）の大会が6年ぶりに開催されます。

新型コロナウイルスの影響で、本来2021年開催予定だったものが、2年遅れての開催となります。

今回の大会は、各国とも、有名メジャーリーガーが参加を表明してるなど、「本気モード」の大会となっています。日本も、大谷翔平選手が参加を表明するなど、かなりのメンバーがそろいそうですので、どんな戦いを見せてくれるのか、今から楽しみです。

帰省での食の楽しみ

伊藤 安奈

仙台で開催された労弁総会に参加するついでに、実家（栗原市）に帰省した。栗原市では、自然に近い環境で岩魚（イワナ）を養殖しており、新鮮な岩魚を使った「イワナ丼」が楽しめる。一言で「イワナ丼」といっても、お店によって調理方法は様々。かば焼き、漬け丼、天井…と個性豊か。今回の帰省では、漬け丼



を食べに行った。刺身だがくさみもなく、ふくらっていてタレがよく絡み、ご飯が進む。次は、天井かな…と、次回の帰省が楽しみだ。

外国人技能実習制度への「希望」と「願い」

沼田 英久

先日ベトナムに行きました。帰りのハノイ空港の出発ロビーは沢山のお見送りの人たちが混雑していて、何事だろう？と思ったら、日本への技能実習生たちのお見送りでした。それに気づいて、「この技能実習生たちが日本に来て、搾取され、苦しい思いをしませんように」と願ってしまったことに、少なからず申し訳なさ、情けなさを覚えました。ベトナム旅行では様々な体験をしましたが、これもまた私にとっては貴重な体験でした。



新人弁護士の目標

金 東煥

弁護士になって8ヶ月が経ちました。慣れないことばかりで、忙しい毎日ですが、充実した日々を送っています。今のところ、小さい頃に自分が思い描いた弁護士の仕事は実践できている気がします。

休日は、司法修習時代の同期とご飯に行ったり、事務所の先生と野球観戦に行ったり、リフレッシュをしています。昨年は、2試合野球観戦したので、今年は10試合以上、観戦することが目標です。





2022年6月、トランスジェンダーの被災者がSOGI ハラスメントを受けて精神疾患を発症したことについて、労働基準監督署が労災であると認定しました。性的指向や性自認に関する差別や嫌がらせを行うことをSOGI ハラスメントと言います。

労基署は、被災者が上司から「戸籍実際はどうなんですか」という話で。性別変更できるんだから、できてから、それは言いなさい、「女性らしいと見られたいんであれば、やっぱりそういう細やかな、心遣いっていうのも、必要なんじゃないか」等の発言を受けていたと認定。また、上司が被災者を「彼」と呼んだり、複数回にわたって「君」付けで呼んだことも認定しました。

そして、労基署は、カミングアウトした被災者を女性として扱うように会社から上司に対して明確に指示されていたにもかかわらず、本人の人格を否定する精神的攻撃があったとして、その心理的負荷は強であったと認定したのです。

今回の労災認定は、職場での差別や嫌がらせに悩むLGBTQ当事者にとって大きな希望に繋がるものであると思います。SOGIハラに当たる行為をやってはいけないという認識すらない人が多いので、SOGIハラという言葉が社会に広まるのが、苦しむ人を減らすことができる近道だろうと被災者も話しています。

「学研教室」不当労働行為救済申立事件についてのご報告

鈴木 創大

1.「学研教室」は、全国に約9000教室が展開されている学習塾です。2021年1月、学研教室の先生方が労働組合を立ち上げ、(株)学研エデュケーシ



ョナルに対して団体交渉の申入れを行いました。しかし、会社は団体交渉に応じなかったため、同年11月に東京都労働委員会に不当労働行為救済申立てを行いました。事件は現在も都労委に係属中で、今後、組合員である指導者の方の証人審問が行われる予定です。

2.指導者と会社とはフランチャイズ契約を締結しており、会社は、指導者は個人事業主であって、労働組合法上の労働者には当たらないと主張しています。しかし、指導者は「学研教室」という事業組織に組み込まれて労務を提供しており、その労働実態からすれば、集団的な交渉による保護が必要な「労働者」に当たることは明らかです。

3.学研教室の先生も、最近よく聞く「雇用によらない働き方」のひとつですが、本事件は、同種の契約を結んで働いている他業種の方々の「労働者性」判断にも影響を与える可能性があります。社会的意義の大きい事件と考えています。

4.勝利命令を得て、団体交渉を実現できるよう、今後も尽力していきます。

ウーバーイーツやアマゾンの配達員の労働問題

棗 一郎

ウーバーイーツやアマゾンの配達員は、形式上は「雇用契約」ではなく、個人事業主（フリーランス）扱いされている。「労働者」ではないから、配達員に労働法の保護は及ばないし、社会保険も労働保険もない。契約打ち切り（解雇）自由、最賃の適用もなく、残業代もない。配達途中で事故に遭ってケガをして休職しても労災補償もない。多くの配達員が低報酬・不安定な条件の下に使われている。しかし、会社は配達員に対して、お客さ

んから注文のあった料理や荷物を届けるように会社が提供する配達アプリ（スマホに入れる）を通じて指示しているから、普通の宅配業者の労働者と変わらない。配達員らは労働組合を結成し、労働条件の改善を求めて会社に団体交渉を申し入れた。世界的な趨勢である。しかし、会社は配達員が「労働者」ではないと交渉を拒否。組合は2年半前に東京都労働委員会に団交に応じるよう不当労働行為救済申立てを行い、2022年11月25日に命



令が出された。命令の結論は配達員の労組法上の労働者性を肯定して、ウーバーイーツに対して団体交渉に応じるよう命じた。ウーバーイーツユニオンの完勝であった。

インボイス制度の問題点

鈴木 悠太



出典：https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf

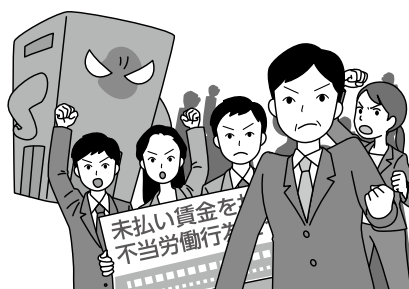
令和5年10月からインボイス制度が始まります。事業者が売上に応じた消費税を納める際、売上の消費税額から仕入れの消費税額を控除することができます（仕入控除）。インボイス制度は、仕入控除をするために仕入先から発行された適格請求書（インボイス）が必要になる制度です。インボイスを発行するためにはインボイス発行事業者の登録をしなければなりません。登録すると消費税の納税義務が生じます。これまで小規模のフリーランスは消費税納税義務がありませんでしたが、インボイス制度で納税義務を負うと、所得が約1割減ってしまうことになります。登録は義務ではありませんが、インボイスを発行できないと取引先から契約を切られたり、消費税相当額の値下げを強いられたりするおそれがあります。また、インボイス発行事業者の登録をすると、匿名で活動しているフリーランスの個人情報が公表されることになります。このように、インボイス制度は立場の弱いフリーランスに深刻な影響を与える制度なので、反対の声が上がっています。

テイクイ事件 不当労働行為事件と 残業代事件も勝利

高橋 寛

大手警備会社テイクイを相手とする労働委員会（不当労働行為救済申立）と裁判（佐々木、鈴木悠太、高橋が担当）でそれぞれ一部勝利の命令を得ました。なお、先行の別件については、鈴木悠太弁護士が2022年夏号の事務所ニュースでご報告しております。

不当労働行為救済申立は、労働組合（プレカリアートユニオン）が当事者になっている事件で、会社が団体交渉を拒否したとユニオンや組合員等に対して誹謗中傷の文書を送ったことが違法と認定されました。テイクイからユニオンなどに送られていた文書は「お前たちは恥知らずのクズだ!!」「このボケ、何様だ！調子に乗るな!!」「いい加減、反省しろ！このウスラ“トンカチ2本”!!」といった、目を覆いたくなるような表現が記載されていました。



残業代請求事件は、テイクイの従業員であったプレカリアートユニオンの組合員が原告になっていた事件でした。こちらの事件では、毎週1回、勤務実績の報告や制服の着用チェックなどのために支社に赴かなければならなかったことが労働時間にあたると認められ、残業代の支払いが命じられました。

現在、いずれの事件についてもテイクイにより異議申し立てがされていますが、引き続き頑張ります。

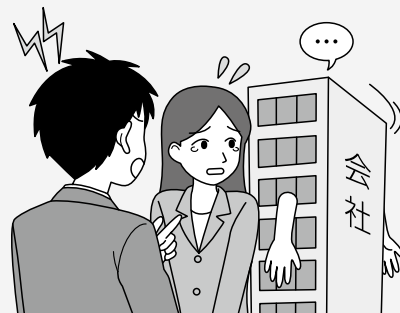
法律相談

会社がハラスメントだと認めてくれない

中西 翔太郎

Q

会社上司からのハラスメントを受けたことを伝えました。しかし、会社はハラスメントだと認めてくれません。どうすればよいでしょうか。



A

会社は、安全配慮義務の一環として、労働者からのハラスメントの相談に対応する体制を整備したうえで、事実関係を迅速かつ正確に確認しなければなりません。会社のハラスメント窓口で上司・同僚・部下など関係者への事実関係確認を求めることが第一歩です。

会社がヒアリングをしなかったり、ヒアリングをしてもハラスメントだと認めない場合、どうすればよいでしょうか。労働局からの援助（助言・指導・勧告）や労働局での調停ができますが、強制力がないため、解決に結びつくことは少ないでしょう。

この場合、弁護士が代理人となって、会社に第三者へのヒアリングの申入れを行ったり、加害者への研修を求めるなど金銭請求以外にも様々な方法が考えられます。しかし、会社が正面からハラスメントの事実を認めることは多くありません。録音や写真、医師のカルテ、同僚など第三者による証言等の証拠があれば、有利に交渉を進めることができるでしょう。会社を退職しないで何ができるか一緒に考えましょう。

今村核弁護士の死を悼む

清水 洋二

事務所の同僚であった今村核弁護士（以下、日頃の呼称であった核君といいます）が、昨年8月20日頃に自宅で亡くなっていたことを夏休みの終わり頃事務員から知らされた。あまりにも若い死（享年59歳）に私は驚愕し悲嘆にくれた。健康に不安があるとはまったく聞かされていなかったからである。

核君が事務所に入所したのは1992年4月であるが、私とは同じ寅年生まれであったため入所の時から何となく親しみを抱いており、そのうち一緒に事件を担当出来る日が来ることを楽しみにしていた。

しかし、核君が事務所に入所した当時、私は薬害エイズ訴訟を担当していて証人尋問の真最中という時期にあったため、残念ながら核君と共に担当する事件にはなかなか恵まれなかったが、程なくして後述する「胸章裁判」と傷害被告事件（正当防衛による無罪事件）等を核君と共に担当することとなった。

まず「胸章裁判」であるが、この事件は、郵便局の労働者から、

胸に名札（胸章）を付けるように上司から指示されているが、納得出来ないで裁判で争えないかという事件である。私は、憲法13条の人格権侵害の可能性があるので訴訟提起を念頭において検討し、核君にも加わって貰って闘ったところ、核君らの努力もあって裁判官をして正面から応える判決をさせるに至ったのである。

次に「傷害被告事件」であるが、この事件は核君が著書の「冤罪弁護士」（旬報社・2008年）のはじめに「弁護士登録後しばらくして、事務所の先輩と一緒に正当防衛を主張する冤罪事件をたかかった」と記述している事件である。核君は、上記刑事事件について「旬報法律事務所の半世紀」（2004年5月刊）の「冤罪事件への取り組みにおいて」と題する文章においても事例①として紹介しているが、核君にとっての無罪判決第1号の事件であり、核君の刑事弁護士としての才能を如何なく発揮した事件といえる。核君は、この事件によって刑事弁護の面白さややり甲斐を知り、冤罪事件に本格的に取り組むこととなったも



のと思われる。

私が核君と一緒に事件を担当して感じたのは、彼の事件に対する強い執着心、卓越した観察力・洞察力・分析力等の能力であり、これらの刑事弁護士として有するスケールの大きい総合的能力が数々の無罪判決を勝ち得た原動力になっていたのではないかということである。

このような類い稀なる秀でた能力を有する今村核弁護士を失ったことは大きな損失であり痛恨の極みである。

今村核弁護士のご冥福を心からお祈りします。

編集後記

マスク生活もう3年。食事に外かけても「マスク会食」。学校での給食や昼食も「黙食」が当たりまえ。昨年高校に入学した長男は友人の素顔がわからないと言っている。コロナに怯えることの無い日常が一日でも早く戻ることを願わずにはいられない。（松本）

業務告知板

- 受付時間／午前9時～午後7時、第3火曜日午後3～5時は事務所会議のため受付を一時休止しております。（土・日・祝日休み）
- 取扱業務／不動産・借地・借家・金銭貸借・交通事故・医療過誤・破産・公害・離婚・相続・行政・労働・労災・少年・刑事等
- 法律相談料／30分5,500円（税込）、以降30分毎に同額加算。法律相談については、予約制になっております。電話またはホームページでお申込みください。http://www.junpo.org/